

本日の会議に付した事件

令和6年第3回山元町議会定例会（第6日目）

令和6年9月24日（火）午前10時

- | | | |
|-------|-----------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 議案第23号 | 山元町茶室条例（委員長報告） |
| 日程第 3 | 報告第10号 | 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更） |
| 日程第 4 | 議案第36号 | 山元町町民バス等の設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第37号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 6 | 議案第38号 | 令和6年度（債務）山元町防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結について |
| 日程第 7 | 議案第39号 | 令和6年度 交安補助請1号 つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第40号 | 令和6年度山元町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第41号 | 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第42号 | 令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第43号 | 令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第44号 | 令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第45号 | 令和6年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 認定第 1号 | 令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告） |
| 日程第15 | 認定第 2号 | 令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告） |
| 日程第16 | 認定第 3号 | 令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告） |
| 日程第17 | 認定第 4号 | 令和5年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告） |
| 日程第18 | 認定第 5号 | 令和5年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告） |
| 日程第19 | 認定第 6号 | 令和5年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告） |
| 日程第20 | 閉会中の継続調査申し出について | |
| 日程第21 | 議員派遣の件 | |

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和6年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、１０番齋藤俊夫君、
１１番岩佐孝子君を指名します。

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

これで、議長諸報告を終わります。

ここで、９月１１日の会議における齋藤俊夫君の決算総括質疑に対する答弁について、
町長から発言の取消しに関する申出がありましたので、発言を許します。町長橋元伸一
君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。本会議に先立ちまして、お時間をいただき
まして、ありがとうございます。〔１１９文字削除〕

ここに謹んでおわびを申し上げますとともに、その発言について取消しいたします。

また、私の言葉足らずによって真意をきちんとお伝えできなかったという反省点もあり
ますので、今後については、改めて丁寧な説明に努めてまいりますので、よろしくお
願いいたします。

議 長（菊地康彦君）これで町長の発言を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第２．議案第２３号を議題とします。

本案は、今年６月６日、産建教育常任委員会に付託し、令和６年第３回定例会まで期
限を延長し審査をしておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報
告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。産建教育常任委員会委員長大和
晴美君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（大和晴美君）はい、議長。本委員会は、令和６年６月６日に付託され
た事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第７６条の規
定により報告します。

議案第２３号山元町茶室条例。

審査の結果、可決すべきものでございます。

産建教育常任委員会委員長大和晴美。

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第２３号山元町茶室条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第3．報告第10号を議題とします。

本件について報告を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。報告第10号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年度（債務）山元町指定文化財大條家茶室修復等工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

2枚目の専決処分書をお開きください。工事名は、令和5年度（債務）山元町指定文化財大條家茶室修復等工事。契約金額は5,635万3,000円。契約の相手方は株式会社たくみ仙台営業所所長梅本裕幸であります。

資料ナンバー1、議案の概要をご覧ください。

2、契約金額についてですが、現契約金額5,478万円に157万3,000円を増額し、変更後の契約金額を5,635万3,000円とするものです。いずれも消費税を含む金額となっており、2.9%の増となります。

5、工事の概要変更分につきましては、1点目として、柱取替え箇所の追加として8本から15本へ変更。2点目として、土台取替え箇所の追加として27メートルから39.3メートルへ変更するものであります。

6、工期につきましては、現契約において令和5年12月14日から令和6年8月30日までとしていた工期を、変更後の工期として令和5年12月14日から令和6年9月30日までとするものであります。

7、変更理由でございますが、解体工事の結果、柱及び土台の腐食箇所が想定より多く確認されたことから、修復箇所の変更を行ったものであります。

以上で報告第10号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第10号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第4．議案第36号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。それでは、議案第36号山元町町民バス等の設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、山元町町民バス等運行事業の総合的見直しに伴い、新たな方式による運行を行うに当たり所要の改正を行うため提案するものであります。

それでは、お手元に配付の資料ナンバー2、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

初めに、１、改正内容についてですが、（１）から（３）まで一括してご説明いたします。

まず、本条例第１条中において、現在運行しております町民バス及びデマンド型乗り合いタクシーを一括して町民バス等と表現する旨を規定しておりますが、今回、デマンド型乗り合いタクシーを町有車両による町民バスとしての運行に再編することから、「及びデマンド型乗り合いタクシー（以下、町民バス等という）」の部分を削除いたします。

これに伴い、本則中の「町民バス等」という部分は「町民バス」に、併せて条例名につきましても町民バス等の「等」を削除し、山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例に改めるものです。

次に、（４）第５条第２項の削除についてですが、第５条につきましては、町民バス等運行事業に使用する車両の車庫について定めた条項であり、第２項にデマンド型乗り合いタクシー車両の車庫を定めておりますが、これまで事業者所有の車両を借り上げ運行していましたが、今後は町有車両となり役場敷地を車庫とすることから、第２項は削除となります。

次に、（５）第６条についてですが、こちらは町民バス及びデマンド型乗り合いタクシーの利用者をおのこの定義しておりますが、今回の再編に伴い、デマンド型乗り合いタクシーの部分を削除いたします。ただし、町民バスの運行形態別に利用者を条例施行規則の中で定義する必要があることから、具体的には「町民バスを利用する者は、山元町内の公共施設等を利用するもののほか町長が別に定めるものとする」に改めるものであります。

次に、（６）（７）につきましては、今回の改正に合わせて文言整理を行うもので、第２条中「拒否する」を「受け入れない」に、第１５条中き損、平仮名の「き」に損壊の「損」で「き損」、これを両方とも漢字の「毀損」ということに改めるものです。

次に、（８）第１７条につきましては、地域公共交通会議の設置根拠を規定したものにありますが、道路運送法施行規則の引用条文の変更に伴う修正を行うとともに、同交通会議におきまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に関する計画検討ですとか、実施に係る協議を行う場を兼ねることができるとなっておりますので、交通会議設置の根拠法に加えるものです。

次に、（９）使用料について定めた第７条別表についてですが、今回の再編に伴い、町民バス、デマンド型乗り合いタクシー、おのこの別に定めていた使用料を統一することとなりますので、別表一式を改めるものです。なお、今回の改正において、普通乗車券の乗車１回当たりの使用料の額は、一般の方が３００円、７５歳以上の方及び小中高生が１００円としておりまして、その他、回数乗車券、定期乗車券等の額については記載の額となります。

では、資料ナンバー２の裏面をご覧ください。

２のその他についてですが、ここまでは条例の改正内容についてご説明いたしました。が、条例につきましては、町民バス及びデマンド型乗り合いタクシーの再編に関する大枠の運行形態の変更と、それに伴う使用料の額の統一等について改正を行うものであります。その他の細部につきましては、現在と同様に本条例の施行規則において定めることとなります。

具体的には、運行系統路線や運行区域、停留所や指定乗降場所、障害者や運転免許返

納者の方に関する減免規定などは規則で定めることとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に３、施行期日でございますが、令和７年１月１日としております。

以上で、議案第３６号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

１番（竹内和彦君）はい、議長。今の説明の中で、（９）番の別表２、通常乗車券の料金が定めてありますが、ここの中の（１）に、車内で現金を収納したときは乗車券を発行しないことができると思いますが、これはどのような場合でしょうか。お尋ねします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。これはですね、簡単に言いますと、現金でご利用された際には、その都度、乗車券という紙の券、券面表示されたものについては車内では発行しないということでございます。例えば、回数乗車券とかですと、あらかじめ購入した回数券を使って乗降になりますが、基本的には現金利用の際には、いちいちそういった紙で渡したりとする部分については発行しないというような規定でございます。以上となります。

１番（竹内和彦君）はい、議長。そうすると、乗車券を発行しないとすると、この金銭の管理のほうは大丈夫なんでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。これにつきましては、運転手が直接収受するという方法で、これまでも実施していて特段問題はなかったところでございまして、今回の記載も改めて記載したわけではなくて、従前のおりの取扱いをそのまま別表改めとなりますので、記載したものでございます。

１番（竹内和彦君）はい、議長。この発行しない額というのは、大体どれぐらいの金額、月でもいいし、年間にどれぐらいの金額あるんでしょうか、予測といたしますか。これまでの経緯を見ても、発行しない金額っていうのは、どれぐらい想定してるんですか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。令和５年度実績で申し上げますと、デマンド型、現行で言うとデマンド型と町民バスの使用料、合わせての収入は約３５０万円ということで決算でも報告申し上げたところですけれども、うち普通乗車券、普通乗車が幾らか、定期乗車が幾らかという部分については、はっきりとした資料は今ございませんけれども、およそ約７割、７割程度は普通乗車によるやり取りであったかなというふうに記憶しております。以上でございます。

１番（竹内和彦君）はい、議長。この３５０万円の約７割ぐらいというふうなことですけど、この辺がきちっとしてないと、誤り、不正の温床にもなりかねないと思いますのでね、その辺はもう少しきちっと金銭の管理できるように、何か考えられてはどうでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。普通乗車券、これに１回ごとに乗車券を発行するとなりますと、通常の、本町だけではないんですが、通常のバス利用、現金利用の際の利便性ということを考えますと、なかなかそういったことを実施しているところは民間でもないのかなというふうには考えております。

結局、料金の支払いに１回ごと乗車券を購入するというようなこととなりますし、それを車内でやり取りするとなりますと、どうしてもワンマンでの運行となりますので、そういった部分を考慮する必要があるかなというふうに思います。

なお、これまでも、今回の今のやり方で、運転手と現金のやり取りということで問題

なく継続されてきておりますので、当面、この方法で実施したいというふうには考えております。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、この間何回かね、説明を受けて理解はしているつもりですが、改めて確認したいことがあります。非常に関心の高い事業であるということからも、町民の皆さんにも理解を求めるという意味で、求めるというより理解していただきたいということから、ちょっと何点か確認したいと思います。

1 点目は、この改正の目的というものを、どう捉えればいいのか確認します。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。今回の改正の目的ということですが、1 つだけではないんですけれども、主な部分ということでお答えいたしますと、現在の町民バスとデマンド型乗り合いタクシーの併用運行というものに切り替わってから、かれこれ6 年程度経過する中で、いろいろなご要望をいただいております。特に、デマンド型乗り合いタクシーに関して様々ご要望を受けておりますので、そういった部分の利用改善が図ればというようなことで、例えば、受付先を一本化するですとか、あとは、そのエリア分けですね、というのが非常に分かりづらいというようなご意見等ございましたので、そういった部分については改善しようというようなことであります。

一方で、今回、町民バス事業ということで統合することで、整理統合することで分かりやすくという部分と、あと運行経費ですね、これにつきましても、もう少しスリム化を図るということをもって事業の継続、今後の継続に資するものにしたいという思い等がありまして、改正に取り組んだ、そういったことを目的に取り組んだということでございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。このバスの事業については、この10 年、発足以来ですね、2000 年、二十四、五年たつわけですが、いろいろ変遷を経てきて今に至っている、その中で、大きな改善策等々も何回か試みられたわけですが、とりわけ震災という特別事情の中でも、数千万かけた外部委託してね、調整というような経緯、その後も何回か、1 回、2 回の改善見直しのための調査、外部委託して、よりよい交通状況を、環境をつくるということを目的に取り組まれてきたわけですが、その辺の総括というのはどう生かされてきているのかね、とりわけ私の記憶には、2,000 万でできたものが6,000 万、7,000 万かかっているわけですが、その改善のね、外部に委託として、調査委託して検討していただいて、その改善を見越してといいますか、求めてそうした取組してきたんですが、その辺の総括はどうしてね、結構金かけてね、総括して、それを今後に生かすということで、今回また2 年にわたって外部委託して、そして先ほど言ったようなね、内容の改善を図ろうとしてるわけなんです、その辺の総括、非常に大事だと思うんですよね、そしてそれをどう生かすかということね。その辺の総括はどのように整理して、そして今の計画に生かされているのか確認したいと思います。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。今、遠藤議員、お話ありましたとおり、震災以前ですね、約2,000 万程度というような運行経費、経費だけで単純に比べられませんが、現在は約6,000 万ということですが、大きな増加の要因としましては、デマンド型乗り合いタクシー、これタクシーとは言っておりますが、あくまで町民バス事業の一環として実施しているもので、バス停まで行くのも遠いというような声ですとか、特に高齢者を中心とした方々への対応というものを念頭に導入したということではありますけ

れども、一方では、同じく町民バス、定時定路線のバスですね、これも小学校区を意識して町内のほぼ全域、一部対応しておりませんけども、ほぼ全域で運行しているということで、全域で運行しているものが町内で2つ、町として、町だけでも実施しているというようなことであります。

この点、サービス面としては2,000万に対して6,000万、金額でいうとそういった比較になりますので、大分手厚く事業を展開しており、令和5年度の利用者実績につきましては、震災直前と、この体制に比較した直後を比べても、最大の利用者数というふうになってきたところでございます。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、財源の負担面のスリム化、これを図ることによって、事業を継続するということにご理解を得ていく必要があるかなという部分もありますし、一方、先ほどお話ありました業務委託という部分ですね、実際、今回ご提案しているのは、町民バス事業に係る条例の見直しでございますが、こちらにつきましては、一方で道路運送法の自家用有償運送という縛りを受けております。

これで、全部を何とかカバーしようということで、25年ぐらい町民バス事業を展開しておりますけど、利用者の方々のご要望というのは多岐にわたってきているということから、例えばお一人お一人のご要望にお答えするのであれば、こういった公共交通事業という縛り以外の移動サービス事業とかですね、そういった部分も今後検討する必要があるのではないか、あくまで今後ですけども、そういった部分も視野に入れながら展開していく必要があるのではないかというような助言なりも計画検討の中ではいただいておりますので、そういった部分も含めて、今後ですね、事業展開していく必要があるかなと考えております。以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この間の取組の中でね、いろいろ工夫している、苦勞しているという部分も伝わってくるんですが、この公共交通っていうのは、なくてはならない住民の足としてね、これはどこの町でも当然、最低のインフラとしてこれは整備しなくてない、お金があってもなくても、これは整備しなくちゃならない事業です。というふうに考えたときに、都市部でもだんだん交代して、民間に交代してきていってるんだけど、末端の、末端というか、こういった小さな町はね、なかなか難しい課題であるということも実感してます。

本当に、この町だけでね、対応できるものかどうかということとはね。この辺に大きな疑問を持つものなんですけど、しかしながら、そういう状況の中にあっても町の責任として住民の足を守らなくちゃならないということというこの大きな課題を持ったこの事業であるということで、大変なご苦勞も伝わってくるところがあります。その苦勞、もう少しいろんな報告からね、これに対応していかないと、本当にこれから間に合わないんじゃないか、どんどんね、これまでも人口減少を大きくね、これも、ということも大きな課題になってくるというときにね、ますますこの課題は、もう町にとっては反比例的に大きな課題になっていく、責任になっていく事業だと思います。

今回も経験しながら、まず改善ということでデマンド方式をね、いろんな、検討してみて、それがよかったというようなことで取り組み始めたんですけども、結果として、それがちょっと、全てではないというかね、ということで、今回それをまた見直すというふうに変わってきてるというふうに受け止めたんですが、いい方向に変えるのはいいんですからね、どんどん変えてくださいね。

何を言いたいかという、今後もそういうことがあり得るということを十分に受け止めて今回の見直しをして、そしてその見直しした計画で取り組んでいくことになるわけですが、特に、さらにそういう変更要望の対応というかね、ますます、あと人口減少もとなっていったら、ますます厳しくなるこの環境になると思うんですけども、その都度やっぱりね、そのことについては手直し、見直しというものを考えながら進めていかなければならない事業であるということですが、今回の見直しになった、その辺も深く、強く受け入れてっていいですかね、自覚して認識して、次の事業とこの事業については引き続き取り組んでいかなければならない課題だということで、そういう姿勢で取り組んでいくべきだということを求めて終わります。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑をおわります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第36号山元町町民バス等の設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第5、議案第37号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第37号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び同法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料ナンバー3、条例議案の概要及び新旧対照表のほうをご覧ください。

1の改正内容でございますが、今回の改正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化による被保険者証の廃止に伴い、関係する4つの条例を1つにまとめて改正する提案をしております。

第1条では、国民健康保険条例の改正を行っております。新旧対照表の2ページをご覧ください。

これまで、被保険者証の返還を求めてもそれに応じない場合、罰則規定により5万円

の過料を科すことができるとされておりましたが、被保険者証の廃止に伴い返還が不要となることから削除するものであります。

次に、第2条では、山元町子ども医療費の助成に関する条例、第3条では、山元町障害者医療費の助成に関する条例、第4条では、山元町母子父子家庭医療費の助成に関する条例の改正を行っております。

これらの条例改正につきましては、改正箇所が共通しておりまして、被保険者証または組合員証の文言を削除するものになります。

2の施行期日につきましては、法律の施行日に合わせまして、令和6年12月2日とするものです。

以上で議案第37号の説明を終わります。よろしくお願いします。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この改正内容ということで、被保険者証の廃止に伴っていう表現なんですけども、これは国保証の国民健康保険証の廃止という理解でよろしいんですね、確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今回の改正につきましては、国のほうで健康保険法の全てが改正になっておりまして、今回提案しておりますのは山元町の部分なので、国民健康保険証の廃止に伴うものということで今回の条例を提案しております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、国民の皆さんが大変非常に关心、関係者はですね、最近、河北新聞で、健康保険証を残して、最近の話ですね、9月に入ってから、残してというのが8割にも上っていると。全国18地方紙合同アンケートの結果ということでね、河北のね、これご存知だと、この内容を見て、まずこの中身について、どういう認識、受け止めているか、お伺いいたします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。記事の内容でございますが、抽出アンケートというようにことで新聞各社が取りまとめたものだと思います。多くの人からの意見をいただいた結果というようなことで、これについては今の国が進めている内容について、やはり周知が行き届かなくてですね、うまく認識していない部分とかもあったりですとか、実際使ってみて、前よりも使い勝手が悪くなったりとか、そういう部分もあるのかなというふうには認識しておりますけれども、一方で、やはり効率化というようなのも加わることによって、国のほうで話をされてますので、そういった意味では両面が意見が今交錯している状況なのかなというふうに捉えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今、そうですね、今この時点においても、まだ国会の中でもね、国政の場でも、まだまだ右往左往してるという内容のものが、もう目の前に、もう迫ってるということから、いろいろ国民がですね、苦悩してるっていいですかね、という問題なんです。しかし、今言ったように、これは国の施策であって、もう決めたものということになれば、町が従わなくてはならない。本来はそういう関係ではないんですけども、この1例を見れば、ということで、直接これ、町の負担って、施行になった場合に直接の負担っていうのはないですよと、これ確認なんですけど、ないですよっていう質問は駄目だね、それはどう受け止めますか。まあ、はい。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。移行までの期間ということであれば、「(「されてから」の声あり) 移行されてから、されてからであればですね、今後、マイナンバーカードと保

険証を一体化していない方については、資格確認書というのを送付することになります。そういった意味では、負担は出てくる部分もありますけれども、一方で、期限を設けて健康保険証を一斉更新しているというような部分もありましたので、そういった意味では、件数的には少なくなってきた、費用負担、事務の軽減が図られる部分もあるかなというふうに思っております。それまでの間の、いろいろなシステム改修等々につきましては、国のほうで全額補助というようなことになっております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。町の負担っていいですか、関わりですね、関わりって言ったほうが良かったのかな、ていうことで、こういった指摘もされているんですが、法改正に伴って、戸籍簿の記載事項に氏名の振り仮名を追加、この法の改正の中でね、今後生まれてくる子の名前は一般に認められている読み方に限定しているというのが法の中身なようなんです。この辺は、この町と直接、町民課つかね、窓口だよ、町で、この法に合っていない名前を提出してきたご夫妻には、この名前で駄目だよって断なくてねえって場面が生まれてくる可能性が、もう指摘されてるんだけど、この辺の、何て言うかな、通知つか、法の改正を、国から町にね、達しているこの方針を確認するっていうか、方針を提起してきたとき、そういう中身には触れてますか。今、この現時点で。国からの指示で、こういうふうになったら、この法はこういうふうな内容も持ってますよ。それをすんのあんたたちだよっていうかね、だかどうだか分かんねえんだけど、その辺も含めて手続とかね、今ここで行政手続におけるっていうね、大きな文言あるわけなんだけど、その辺の指導、指示つうのはありますか。方針の徹底。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ただいまのご質問ですけども、戸籍への振り仮名、戸籍への氏名への振り仮名記載につきましては、現在、システム改修等を進めているところで、実際には、令和7年度に入ってから、現在戸籍の方々に対しては、このような振り仮名を振りますよということについて確認を行うということまでのご連絡というか、はいただいておりますけれども、新たに生まれる方とか、そういったもっと詳細な部分の提示につきましては、ちょっとまだ今のところ、こちらとしても確認をしていないというところがございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。多分これ非常に重要ことだと、これまでの人は確認で済んで、これから生まれてくる人は駄目だ、駄目なものは駄目って言わなくてねえのは、多分町の窓口だと思うんだけど、その辺を徹底すると、今度大きなトラブルに発展する可能性も十分考えられる。なんだ、せっかくこれつけたの駄目なのかっていうかね、その辺はね、しっかりと、国の方針をしっかりと、あと国に反論する部分は反論、窓口でこんなことやってらんねえとかっていうことはね、しっかりとね、対応していかなくちゃならない課題つか取組かな。

俺から言うと、本当に余計な話なんだけれどもさ、余計な話つつうかね、何もこんな一本化することねえべとか、につながったりとかね、して、この法改正に伴って、そういう問題も起きてくるということがあるんで、マイナ保険とね、マイナカードの取組の中での1つの問題なんだけれども、という、これ以上、こっちだけ、今度はね、課題外なんて言われるかも分かんないから、この辺でとどめておくけれども、やっぱりこのマイナカード、このね、もう国の施策だからやらざるを得ないという町の弱い立場で、それをこうしろああしろというふうなものは、言いたいけれども言えない。言ってもね。しかしながら、今のような、あとこのマイナ保険証、あといろいろ問題になってんのは、

みんなまずは個人情報漏れ、この８割の方々がね、心配する。それから顔面、顔面でねえな、顔認定とか、医者に行ったときね、スムーズな形で進められない、あるいは見てけらんない、あるいは情報漏れということと、あと誤認っていうのもありましたよね、人のひもづけつつうかね、人の認証が自分とこにやって、間違っただ診療をなされる場合もあるということが医療界からもこの懸念されている、今でも懸念されている、解決できない問題になっているようです。

ということから、こういう結果になったと思うんだけど、ということ等を考えると、まだまだこれはね、完結したこの内容の制度ではない、完了した制度のものではない、ということを見ると、町もですね、直接責任はないっていうとおかしいけども、その辺はこうね、注意監視して、そして町民の暮らしが少しでもそういう問題が起こらないような目で、この制度については取り組んでいってほしい。目を酷使つつうかね、していってほしい。しなければならないということのをですね、町の本当に直接の責任ではないかもわからないんだけど、直接暮らしている、ですからね、人たちから生まれてくる問題ということを考えてときに、町も、よそ目でこう見てらんねんでないかな、見ては駄目なんではないかなということから、この制度を認める上でも、その辺のことを強く町にですね、求めたいと思います。以上です。終わります。

議 長（菊地康彦君）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第３７号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第６．議案第３８号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）それでは、議案第３８号令和６年度（債務）山元町防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、令和６年度（債務）山元町防災行政無線（同報系）更新工事。契約の方法は随意契約。契約金額は２億９，７００万円で、契約の相手方は仙台市青葉区の扶桑電通株式会社東北支店であります。

提案理由ですが、山元町防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結に当たり、

地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

資料ナンバー４、議案の概要をご覧ください。

１の契約の目的、２の契約の方法は割愛させていただきます。

３の契約金額は２億９，７００万円で、消費税を含むものです。なお、落札率は９８．５９％でありました。参考までに見積り合わせ執行調書が裏面にありますので、ご確認願います。

４の契約の相手方は、仙台市青葉区の扶桑電通株式会社東北支店であります。

５の工事の場所については、山元町全域となります。

６の工事の概要ですが、①として、親局設備更新工事。親局１局を更新するもので、サーバー室、無線室の無線送受信装置及び操作卓を更新するものです。②として、簡易中継局設備更新工事。中継局１局を更新するもので、旧坂元中学校にある中継局の更新となります。③として、屋外拡声子局設備更新工事。町内全域をカバーする４７局の更新となります。④として、戸別受信機設備工事。２，５００台であり、希望者に対し１世帯あるいは１事業所当たり１台を貸与するものでございます。

最後に工期ですが、議決された日の翌日から令和８年３月２０日までを予定しております。

以上で、議案第３８号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

１番（竹内和彦君）はい、議長。今回、この入札で２社あったうちの１社が辞退されたということですが、この辞退した理由というのは何でしょうか。分かれば。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。特に確認はしておりませんが、今回、業者の選定に当たりましては、保守業者、あとメーカーからは、メーカーに確認したところ、メーカーで対応できるのが１社だけというという報告を受けておりました。結果としては、その１社が辞退したということでしたので、メーカーとして、ほかの自治体でも、このような更新工事を行っているという話を聞いておりますので、ほかの自治体の対応でなかなか対応ができなかったのかなというふうに見ております。以上でございます。

１番（竹内和彦君）はい、議長。落札率が９８．５９と、ほぼ１００％に限りなく近いという状況であります。入札については、競争性、透明性、公平性というのは非常に大事なことでありますが、その中でも競争性が働かなければ、非常に今回のように落札率が高止まりしていると。これが最近ずっと続いているような気がします。やはり、業者さんが少しでも、このね、１社、２社ではなく、やっぱり何社かで、やっぱり入札に参加していただいて、この落札率をね、下げるような、何て言いますか入札しやすいような環境を整えと、環境を検討するというふうなことがあっていいのではないかと思います、その辺の認識を伺います。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、入札に関わるものですので、私からご回答申し上げます。

まず、特段の理由がない限り、入札に参加いただくためには、いわゆる指名登録をしていただくようになります。その指名登録をいただく際には、例えば工事ですとか、役務の提供ですとか、いろいろなその分野、多岐にわたるんですね。その台帳に登録されている人の中から、当該工事を請け負える会社がどのくらいあるかというふうなものを、

まず担当課のほうで調査するというふうなものになります。

ですから、たまたま今回、総務課で発注しようとしたこの工事、この工事が受けられる業者、要は、それなりの技術等々を持つてる業者で、なおかつ指名登録をしている業者が2社しかなかったというふうなことがありますて、結果として2社を指名し、そのうち1社が辞退したというふうになりますので、競争性っていうふうな話になりますと、確かに、結果として1社というふうになったものですから、そこについては確かに疑問符、竹内議員付されるかと思いますが、我々としましては、自治法等にのっとりながら、そういった手続を踏んで、今般のいわゆる入札に臨んだというふうな内容になります。よろしくをお願いします。

議長（菊地康彦君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第38号令和6年度（債務）山元町防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第7．議案第39号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第39号令和6年度交安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1の契約の目的ですが、令和6年度交安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事。

2の契約の方法、指名競争入札。

3の契約金額、5,170万円、消費税を含みます。

4の契約の相手方、株式会社横山産業であります。

7の提案理由でございますが、つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

資料ナンバー5、議案の概要をご覧ください。

1から4につきましては説明を割愛させていただきます。

5の工事の場所ですが、山元町山下地内。

6の工事概要ですが、1枚おめくりいただきまして、図面のほうをご覧願いたいと思います。位置につきましては、新井田川承水路から西へ常磐線を越しまして、施工延長が294メートルとなっております。標準横断面図をご覧願います。道路の片側左側

ですね、南側になるんですけども、こちら構造物、側溝工を中心に今回は施工いたします。

工事の内容ですけども、道路土工、排水構造物工、カルバート工、舗装工、防護柵工、撤去工、付帯工等があり、詳細は記載のとおりとなります。

最初のページにお戻り願います。

7の工期ですが、議決された日の翌日から令和7年3月25日まで。

以上で議案第39号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第39号令和6年度交安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分、11時5分であります。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第8．議案第40号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第40号令和6年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ1億2,856万9,000円を増額し、総額を84億3,985万8,000円とするものです。

補正の大まかな内容ですが、児童手当に関する制度の改正に伴い給付費を増額したほか、交付金ですとか補助金を活用する各種事業について、交付決定に基づき係る事業費を予算化してございます。

また、来年1月からの町民バス運行の再編に向け、運行に係る委託料や周知に要する経費等について計上しております。

なお、1 款の議会費から 8 款の土木費及び 10 款の教育費のうち、給与等の人件費に関しましては、4 月の人事異動に伴い、それぞれ加減しております。併せまして、児童手当の制度改正により手当を増額しておりますが、これら人件費個々の説明につきましては割愛いたしますことをあらかじめご了承願います。

それでは、歳出予算からご説明いたします。11 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費になります。

まず、1 目一般管理費ですが、児童手当の制度改正に伴い、給与計算システムの改修費用として、45 万 8,000 円を計上しております。財源は全額国庫補助金となります。

次に、6 目企画費ですが、まず 1 点目としまして、令和 5 年度のふるさと納税寄附金につきまして、寄附金から経費を差し引いた額 3,339 万 6,000 円をふるさと振興基金に積み立てるものです。

2 点目ですが、町内企業から頂戴しました企業版ふるさと納税寄附金 1,000 万円について、まち・ひと・しごと創生推進基金に積み立てるものです。

12 ページをお開き願います。

16 目町民バス事業費ですが、町民バスの新たな運行体制を導入するに当たり、運行業務委託に要する経費や周知等にかかる費用として、総額 1,309 万 5,000 円を計上しております。

次に、20 目定住促進対策費ですが、宮城県町村会から移住定住事業に対する助成金 100 万円が交付されたため、財源を振り替えるものです。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍に関するシステムの改修について、国から追加の指示を受けましたことから、かかる費用として 187 万円を計上しております。財源は全額国庫補助金となります。併せまして、マイナンバーカードの交付事務に対する補助金の交付を受け、財源の一部を振り替えております。

3 款民生費 1 項社会福祉費になります。

まず、1 目社会福祉総務費ですが、人事異動に伴う人件費の組み替えにより国民健康保険事業特別会計の繰出金 312 万 8,000 円を減額するものです。

また、2 目老人福祉費についても同様、人件費の組み替えにより介護保険事業特別会計への繰出金 263 万 4,000 円を減額するものです。

14 ページをお開き願います。

3 款民生費 2 項児童福祉費になります。

1 目児童福祉総務費ですが、町内の幼稚園が取り組む幼保連携型認定こども園の整備を支援するため、さきの定例会において、かかる補助金を可決賜ったところであります。その後も、県補助金の活用について協議を進めてまいりましたが、事業が採択されたことから、県・町それぞれの補助金を整理し 1,430 万円を増額するものです。

次に、2 目児童措置費ですが、児童手当について、関係法令の改正により制度内容が大幅に拡充されたことにより 2,734 万円を増額しております。財源は国及び県からの負担金を充当します。

4 款衛生費 1 項保健衛生費になります。

初めに、2 目予防費であります、新型コロナウイルス感染症の予防接種により健康

被害が認定された方に対する給付金として78万5,000円を計上しております。財源は、全額国の負担金となります。

次に、3目環境衛生費ですが、亘理地区行政事務組合において会計年度任用職員を採用したため、その分担金として46万5,000円を計上しております。

16ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費になります。

まず、3目農業振興費ですが、農業用機械等を導入する農業者を支援するため397万8,000円を計上しております。財源は、一部県補助金を活用いたします。

次に、5目農地費になりますが、花笠第2排水機場において一部の機械に異常が発見されたため、修繕費用として225万5,000円を計上するものです。同じく財源は一部県補助金を活用いたします。

9款消防費1項消防費2目消防施設費ですが、まず、14節の工事費として260万円を計上しております。こちらは、現在施工中であります防火貯水槽の撤去工事におきまして、諸般の事情により工法を変更すべく増額するものであります。

次に、18節負担金補助及び交付金ですが、町内2か所の消火栓について、撤去及び新設するため579万2,000円を計上しております。上下水道事業所に対する負担金となります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費ですが、教育支援体制整備事業が採択されましたことから、会計年度任用職員の雇用経費について財源を振り替えるものであります。

10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費であります。今年10月、名取市を会場に第27回みやぎ県民文化祭が開催されるのに伴い、その負担金として10万円を計上するものです。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。

8ページにお戻り願います。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税であります。普通交付税の交付額が確定したため2,647万9,000円を増額しております。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金ですが、まず1点目としまして、歳出でご説明いたしました児童手当の制度拡充に伴い、国の負担分ですね、2,727万9,000円を増額するものです。2点目としまして、令和5年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、交付金168万2,000円を増額するものです。

次に、2目衛生費国庫負担金ですが、歳出でご説明いたしました新型コロナワクチン予防接種により健康被害を受けられた方に対する給付金の負担金として78万5,000円を計上してございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金になります。

まず、1目総務費国庫補助金のうち社会保障税番号制度システム整備補助金187万円ですが、歳出でご説明いたしました戸籍に関するシステムの改修費用として補助されるものであります。続いて、個人番号カード交付事務費補助金577万9,000円ですが、こちらも歳出でご説明しましたマイナンバーカードの交付事務に係る経費としまして補助されるものであります。

次に、2目民生費国庫補助金ですが、歳出でご説明しました給与計算システムの改修費用として45万8,000円が補助されるものであります。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金ですが、1点目、子育て支援対策臨時特別基金特別対策事業費補助金2,606万4,000円については、歳出でご説明しました町内幼稚園の幼保連携型認定こども園整備に係る補助金になります。

2点目、施設型給付費等補助金1,612万9,000円に関しましては、さきの全員協議会においてご説明いたしました幼稚園に対する給付金の財源となるものであります。

次に、4目農林水産業費県補助金になりますが、合計で266万5,000円を計上しております。歳出でもご説明いたしましたが、土地改良施設機能診断事業補助金につきましては、排水機場の改修に伴う補助金、オーダーメイド型多様な農業人材支援事業交付金については、農業者の機械等の導入に対する補助金になります。

続いて6目教育費県補助金ですが、小中学校5校に配置しておりますスクールサポートスタッフについて補助事業が採択されましたことから、5名分として505万円を計上しております。

18款寄附金1項寄附金1目寄附金ですが、誘致企業から頂戴しました企業版ふるさと納税寄附金1,000万円を計上しております。

19款繰入金1項特別会計繰入金になります。

1目国民健康保険事業特別会計繰入金及び10ページ、2目後期高齢者医療特別会計繰入金並びに3目の介護保険事業特別会計繰入金につきましては、それぞれの会計における令和5年度の決算に伴い繰り入れるものであります。

19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金ですが、財政調整基金からの取崩しを8,610万9,000円減額するものです。その主な要因としましては、先ほどご説明いたしました普通交付税が増額になったことや、令和5年度の決算に伴う繰越金の確定によるものであります。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金ですが、令和5年度の決算に伴う実質収支額2億2,151万2,000円のうち、財政調整基金への繰入れ額を差し引き6,151万1,000円を補正するものであります。

21款諸収入5項雑入1目雑入ですが、宮城県町村会からの助成金であり、移住定住事業に充当いたします。

22款町債につきましては、後の地方債の補正でご説明いたします。

続いて、債務負担行為の補正についてご説明いたします。4ページにお戻りをお願いいたします。

債務負担行為としまして、2事業を追加しております。まず1点目、行政事務包括業務に要する費用ですが、行政事務の9業務について、令和7年度からの5年間の業務委託に係るものであります。

2点目としまして、小学校外国語指導助手派遣業務に要する費用ですが、令和7年度から3年間、小学校へ外国語指導員を派遣するものになります。

いずれの業務につきましても、令和6年度中に契約事務を進める必要がありますことから、債務負担を設定するものになります。なお、それぞれの期間及び限度額については記載のとおりとなります。

5 ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正についてご説明いたします。

臨時財政対策債の限度額を111万6,000円を増額し、1,220万3,000円としてご置きます。こちらは、歳入予算でご説明いたしました普通交付税の確定に伴い国から発行限度額が示されましたことから、臨時財政対策債についても変更するものであります。なお起債の方法、利率、そして償還の方法等につきましては変更ございません。

以上で、議案第40号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。申し訳ないですね。12ページの231の12節委託料、先ほどこちと論議っていか話したんですが、戸籍電算システム氏名振り仮名記載対応改修業務委託料についてなんですが、改めてこの氏名振り仮名記載対応という事業取組について伺いたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。今回の戸籍電算システム指名振り仮名記載対応の改修業務委託料の増につきましては、具体的には、追加の改修業務となります。実際には、本体といいますか、の改修につきましては令和5年度の補正予算で改修業務委託料の補正をいただきまして、令和6年度に明許繰越ということで既に事業は実施しております。

今回の追加改修につきましては、令和7年度以降に実施するというスケジュール感が示されております各個人といいますか、戸籍に載っている方への確認の通知、これを発送する必要がありますけれども、この通知の発送をシステムで行うことができるようにする改修と、追加改修ということで行うものでございます。以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明では、もう既にこの件については説明しているということなんですが、私の頭にはそれが入ってなかったということで、改めて確認するんですが、この法全体、法に基づいて、地方自治体では、それぞれ示しされてっいいいますかね、ていうふうに求められてやっている事業なのかなというふうに思いますが、その法全体で示してるね、この記載、この振り仮名記載対応という事業はね、一体どういう内容のもの、これ全体があって、それでそれ今の話だと追加とか何とかね、どういうふうに理解すればいいの、本当、法全体があって、国はその法の少しずつ、少しずつっていかね、つまみ食いの、今回はこいつする、今回はこいつするっていうような形で指示されているのかね、もしそうであれば、やっぱり法全体を町がつかんでおかないと思うんですが、その法全体については、この法の下に地方自治体では最低こういうことを、直接こういうことをしなくちゃいけないですよっていうのがちゃんと明確にあって、それが順次うか年度ごとに財政うかね、金の財源の関係でつまみ食いっちゃうかね、少しずつ実施してきているものなのかね。だとすれば、本体という、先ほどお話ありましたが、その本体っていうのはどういう目的で、その法が設定されているのか、規定されているのかも併せて伺います。そして、それに基づいて町では、今こういう状況、段階にあります、今後はこういうことが予定されています、というようなことが分かればお尋ねいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。法律の関係ですが、戸籍に対する振り仮名の記載につきましては、戸籍法の改正に基づくものということで、具体的には令和5年の6月に成立

しておりますが、個人氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とするというようなことで、を定めた戸籍法の改正と。これに基づきまして既存システム、全国一斉にですけども、改修を行うと。これに対しては、国の令和5年度予算で補助するというようなことがありましたので、町といたしましても、令和5年度中に本体部分、ほとんどの部分ですね、に関しましては予算措置をし、実際には明許繰越し、令和6年度中の改修完了ということで見込んでおります。

今回示されたものは、その中で、先ほど申しあげました通知ですね、の部分に対する仕様というものがやっと固まったということで国からお示しがありまして、補助も10分の10、山元町規模であれば187万円ということでしたので、これで改修業務を行うということで進めるものです。

なお、改修完了につきましては、今回の追加も含めて令和6年度中の業務完了と、改修完了ということで見込んでおりまして、その後につきましては、現在示されているスケジュール感ですと、戸籍に関する読み、振り仮名というか読みがなのですね、届出期間というのを令和7年度の5月に執行してから1年間という期間を設けて確認をするということです、実際に戸籍に振り仮名を記載するようになるのは令和8年度以降というようなスケジュール感で、こちらではいただいておりますので、現在はあくまで国の仕様に基づいたシステム改修を進めているという段階です。以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その手続についてはね、確認、その手続がおっきな問題つつうかね、いつからどうすつつう部分。私はこの法の内容を理解されているか、そこまでもちゃんと国から指示を教えられてるつつうか示されているかということの、法の中身について確認をしてるんですが、いかがでしょうか。

言ってる意味分かる。法の中身で、あんた今言ったのは、ずっと手続上のとか、何をするとかっていう説明で、そういう指示はあって、それはやってるんだけども、そういう手続によって、実際出てくるほうの法の中身、あるいは条例の、山元町でね、その法に基づいてやらなくちゃならない事業というの求められてると思うんですけども、その中身についてを確認したくて質問してるんです。内容ですね、法の内容。

先ほど言ったけども、振り仮名については決められたことでしか駄目だよというのが法の中身のようなんですけども、そこまでの内容について指導を受けてるかと言えば、国からね、示されているかどうか、示されてないんだったら示されていなくていいんですよ。私が確認してんでは、法の改正、戸籍簿の記載事項に氏名の振り仮名を追加、これはさっき言った追加ね、そして今後、今後その中身が追加され、今後生まれてくる子供の名前は、一般に認められている読み方に限定していると、読み方に限定していると。その法の内容ね、これまででは、我々も読まんないような名前ってあるよね、俺もこの頃読まんないけども、増えたけども、多分そういうことだと思うんだけども、私もちょっと中途半端な知識で申し訳ない。そういうのは、拒否されると、内容のものだというふうな受け止めなんです。

だから、そういうことでいいのかと、法の町としての受け止めはどうかかね、このことを直接今度町が実務していかなくちゃ、窓口で、というふうに思っただけけども、だから、どこまで法の中身っていうのを理解して、我々の町の事業として進めていこうとしているのかという、そしてこういう問題が指摘されてますよという今、今現時点で言われてるんですけども、そこまでを理解、理解されているのかな、あるいはまずは法

の中にね、これまで確認さってるのは本当に手続上のね、ことの確認だと思うんです。それよりもその中身、手続をして、そして実際にその法によって事業執行していくような格好になると思うんだけど、その際に支障はないのかという懸念、疑問も含めての質問なんですけど、いかがでしょうか。そういう通達も指導もないということであれば、それ今現時点でね、であれば、それが立派な答えになると思いますけども。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ではお答えいたします。

遠藤議員のご質問ですけれども、今お話ありました振り仮名の関連ですね、例えばイチロウと書いてあってサブロウと読むとか、そういったものに関して規制がかかるんではないかというようなお話はありますけども、正式にそういったものの通達とか通知を現時点では確認しておりませんので、今後、こういったものが、文書が来るか分かりませんが、そういったものを確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。3番遠藤龍之君。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。15ページ、15ページの一番上、4款1項保健衛生費の環境衛生費の部分なんですけど、亘理地区行政事務組合葬祭費負担金の増、そこでこの会計年度職員の云々というのが説明だったんですが、その背景について、理由について伺いたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ただいまお尋ねの負担金の増でございますが、こちらはですね、亘理行政事務組合の亘理葬祭場ですね、具体的には、の中で職員、技能員という扱いですが、こちらが3名おりますけれども、うち1名がちょっと長期で療養しなければならないというような診断があったことを受けて、ちょっと残り2名では業務おぼつかないということで、1名急遽、会計年度任用職員を採用ということで、それに対する亘理町と本町の分担ということで、本町に対しては記載の金額の負担金が求められているというような状況です。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。次、4ページの債務負担のうちの行政事務包括委託業務に要する経費ということについて確認です。この件については何回か、全協でも、一般質問の中でも、お聞きしている部分なんですけど、改めて伺いたします。今回提示されてるのは、まず、9つの業務ということで14業務から9つの業務に減らしてるんですが、その減らしている理由について確認します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。具体的に一つ一つ説明してきたいと思います。

まず、現14業務のうち、総務課の業務である電話交換、郵便、集配、文書收受、こちらについては、総務課内での勤務ということもありまして、総務課内の職員との連携、指揮命令が必要だということで、会計年度任用職員に移行するというのが、まずこちらが変更の理由でございます。

続いて、保健福祉課の国保重症化予防業務、介護認定審査会業務についても、こちらでも保健福祉課内ということで、総務課の理由と同じですけども、正規職員との緻密な連携指揮命令等が必要というふうなことで、会計年度へ移行するというのが理由でございます。

続いて、児童館運営業務、こちらは児童館での業務となりますが、こちらについても、例えばですけども、子育て定住推進課あるいは児童館のプロパー職員との連携が想定してた以上に多いということで、こちらでも連携指揮命令が現行にも必要というふうなこと

で、会計年度任用職員に移行とするのが主な理由でございます。

続いて、歴史民俗資料館、ふるさと伝承館の施設管理業務についてですけれども、こちらについては、来年度については文化財担当、こちらは正規職員と会計年度任用職員それぞれですが、歴史民俗資料館の事務室で事務を執る体制として、業務集約と配置職員を削減することができるということで、配置職員の削減が、この行政事務包括業務委託の職員ということで、こちらは2名減とできるという判断の下の変更でございます。

最後に、少年の森の施設管理業務については、来年度以降、指定管理者制度導入のためということで、こちらも現行4人の体制であります、こちらは指定管理者制度への変更ということで、以上が主な理由となります。以上でございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。分かりましたっていうかね、何回も聞いてますから。それで、当初の目的が達成されたかという疑問について、この間でも回答を受けてるんですが、その中で、公共サービスの質の向上、これについては十分ね、お答えいただいて、コスト削減については十分ね、というのも目的の一つに挙げてたんですが、当初ね。その辺の目的が達成されたのかどうか。ざっくりばらんつうかね、大ざっぱでいいんですが、達成された、されないというのも立派な答えになるかと思いますが、お尋ねいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まだ契約期間内にありますので、最終的な試算というのは行っておりませんが、当初の目的としましては、臨時職員が会計年度任用職員に制度が変わるということ、民間へ委託可能な部分は民間に委託して、あと施設管理的な業務を集約してというところに放課後児童クラブ、こちらの運営業務も併せて包括的に業務委託をすることによって、企業に払う管理費の部分のコストが削減できるというようなことで、目的の一つに挙げておりますので、最終的な試算はできておりませんが、集約して業務委託を発注したという点では、コスト削減はできているのではないかなというふうな見方はしております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。これからというか、まだ試算できてないつうところに、ちょっとね、疑問は残るんですが、試算してなくても、少なくとも具体的に専門的分野、本来ならばね、施設型管理っていうのが中心というものが、当初発足、発足というか導入時の考え方だというふうに受け止めてるんですが、その施設管理型の対象とはならないと私は思ってるのが学童保育の指導員の給与、人件費ね。それから、図書館司書補っていうかね、に当たる人材の、これも専門職、この分野だけを見たときにはいかがでしょう。大体で。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。単純にコスト削減という点では、コスト削減には至ってないのかもしれませんが、図書司書補の分と施設型管理委託、こちらを併せて発注できてるという面では、先ほど申し上げたとおり、企業に払う一部の管理費相当額のコスト削減はできているのかなというふうには思います。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。私はそうは受け止めてないから確認してるんですが、まだ試算されてないということですから、今後の話になるかと思います。その辺はしっかりと試算を示してね、本当にその効果の上がるような対応の仕方を求めたい。とりわけ、とりわけ聞きますが、どっからどう考えてもね、学童保育の部分はコストカットなんていう対象にそもそもならない。国で示された会計年度任用、多分その値段、値段ってはいまよくないね、その事業費で、人件費でお願いしてる。今度そこにプラスアルファかかるな、事務費とか何とかさ、委託するときね。人件費プラスアルファって考えたときに

ね、決してこの分野でコストカットなんていうのは考えられないという考えを持つ人も
いるということから、今後の試算をね十分にしておいて対応をすべきだということ、この件
については求めて終わります。またあとその時々になればね、またこの件についてはい
ろいろ議論したいと思いますが、その辺のまだ試算されてないということですから、し
っかりと試算して対応すべきだということを求めて、この件については終わります。以
上です。

議 長（菊地康彦君）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 40 号令和 6 年度山元町一般会計補正予算（第 2 号）を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）ここで暫時休憩といたします。再開は 13 時 10 分、13 時 10 分でありま
す。

午前 11 時 43 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）日程第 9、議案第 41 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第 41 号令和 6 年度山元町国民健康保険
事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ 117 万円を追加し、総額を 17 億 8、
661 万 9、000 円とするものでございます。

議案書 6 ページをお開き願います。

歳出予算からご説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございますが、職員の人事異動に伴い、
職員の給料、手当など 128 万 2、000 円を増額し、27 節の繰入金については、令
和 5 年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行っておりました職員の人件
費などの繰入金が決算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に 414 万 1、

０００円を戻入れするものでございます。

次に、５款保健事業費１項特定健康診査等事業費１目特定健康診査等事業費でございますが、育児休業職員の代替えとして会計年度任用職員を雇用しておりましたが、今年度から職員が復職したことに伴い減額するものでございます。

次に、８款諸支出金１項償還金利子及び還付加算金４目療養給付費等交付返還金でございますが、令和５年度の災害臨時特例補助金の実績報告により確定いたしましたので、返還金を１５万７，０００円措置するものでございます。

次に、５ページの歳入予算についてご説明いたします。

６款繰入金１項繰入金１目基金繰入金でございますが、歳入歳出の財源調整として財政調整基金の取崩しを４２９万８，０００円増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が８，７１０万９，０００円となり、補正後の基金残高見込みは６，１２１万４，０００円になります。また、２目一般会計繰入金については、人事異動等に伴う人件費分として３１２万８，０００円を減額しております。

以上で議案第４１号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第４１号令和６年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第１０．議案第４２号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。続きまして、議案第４２号令和６年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ２８９万９，０００円を追加し、総額を２億３，２４８万７，０００円とするものでございます。

それでは、議案書５ページをお開き願います。

歳入予算から説明させていただきます。

４款繰越金１項繰越金１目繰越金については、令和５年度の事業費確定に伴い、決算剰余金の全額を今年度に繰越しするため２８９万９，０００円を計上しております。

次に、6 ページの歳出予算についてご説明いたします。

3 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金については、令和 5 年度の決算剰余金を今年度の一般会計へ差戻しを行うため、歳入と同額の 2 8 9 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

以上で議案第 4 2 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 4 2 号令和 6 年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 1 1. 議案第 4 3 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第 4 3 号令和 6 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ 5, 7 4 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 5 億 7, 6 7 3 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

議案書 7 ページをお開き願います。

歳出予算からご説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございますが、職員の人事異動に伴い、職員の給料、手当など 3 5 5 万 1, 0 0 0 円を減額しております。

3 款地域支援事業費 2 項一般介護予防事業費 1 目一般介護予防事業費でございますが、予防事業に従事する職員の職員手当等を増額しております。

5 款諸支出金 1 項繰出金 1 目一般会計繰出金でございますが、令和 5 年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました人件費や事務費、介護給付費負担金など、町負担分の繰入金が決算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れするため、1, 9 7 0 万円を計上しております。

5 款諸支出金 2 項償還金及び還付金 2 目償還金でございますが、令和 5 年度に概算交付を受けておりました各種補助金の事業費確定に伴い、国及び県に対する返還金として 4, 1 0 5 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

次に、議案書 5 ページをお開き願います。

歳入予算の補正額についてご説明いたします。

3 款の国庫支出金から 7 款の繰入金まで、一般介護予防事業に係る職員の人件費について、国・県・町・支払基金でそれぞれ負担するため、割合に応じて措置しております。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金については、令和 5 年度の実績報告に伴い追加交付となったことから、6 4 4 万 4, 0 0 0 円を措置しております。

最後に、7 款繰入金 1 項繰入金 1 目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額を 5, 3 5 0 万円増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が 8, 5 5 4 万 6, 0 0 0 円となり、補正後の基金残高見込みは 2 億 1, 9 3 2 万 5, 0 0 0 円になります。

2 目一般会計繰入金 4 節その他一般会計繰入金については、会計年度任用職員分の人件費として 3 5 5 万 1, 0 0 0 円を減額し、5 節過年度分については、令和 5 年度の事業費の精算に伴い、低所得者保険料軽減負担金として 8 8 万 1, 0 0 0 円を増額しております。

以上で議案第 4 3 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 4 3 号令和 6 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 1 2. 議案第 4 4 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第 4 4 号令和 6 年度山元町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の 1、2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 4 目他会計補助金の 1 2 万円の増額は、児童手当の制度改正に伴い、職員の児童手当に要する経費を増額するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1 款水道事業費 1 項営業費用 4 目総係費の 5 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、人事異動による人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

1 款資本的収入 2 項工事負担金 1 目工事負担金の 5 7 9 万 1, 0 0 0 円の増額は、町長部局からの依頼による消火栓の撤去及び新設工事に要する経費を一般会計からの負担金として増額するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目施設整備費の 1, 5 7 5 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、人件費の調整による経費として 3 万 3, 0 0 0 円の減額や、町長部局からの依頼により、山下区の消火栓 2 基に対する撤去及び新設工事に要する経費として 5 7 9 万 2, 0 0 0 円の増額、さらに、町内において 7 月 2 3 日に発生した落雷により、山下ポンプ室の深井戸ポンプが故障し取水できない状態となっているため、更新のための経費として 1, 0 0 0 万円を増額するものであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第 2 条、令和 6 年度山元町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第 1 款水道事業収益を 1 2 万円増額し、総額 3 億 9, 8 4 7 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

支出、第 1 款水道事業費を 5 2 万 4, 0 0 0 円減額し、総額 3 億 8, 8 7 7 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

第 3 条、予算第 4 条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 5 7 0 万 2, 0 0 0 円を 1 億 1, 5 6 7 万円に、当年度分損益勘定留保資金等 1 億 1 2 7 万 2, 0 0 0 円を 1 億 1, 1 2 4 万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第 1 款資本的収入を 5 7 9 万 1, 0 0 0 円増額し、総額 4, 9 2 9 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

支出、第 1 款資本的支出を 1, 5 7 5 万 9, 0 0 0 円増額し、総額 1 億 6, 4 9 6 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

第 4 条、予算第 9 条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

第 5 条、予算第 1 0 条第 3 号中児童手当に要する経費 4 2 万円を 5 4 万円に改めるものであります。

以上で議案第 4 4 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第４４号令和６年度山元町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第４４号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第１３．議案第４５号を議題とします。

本件について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第４５号令和６年度山元町下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の１、２ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

１款下水道事業費１項営業費用４目総係費の４万６，０００円の増額は、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第２条、令和６年度山元町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第１款下水道事業費を４万６，０００円増額し、総額４億９，７８１万１，０００円とするものであります。

第３条、予算第９条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第４５号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第４５号令和６年度山元町下水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第４５号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第14．認定第1号から日程第19．認定第6号までの6件を一括議題とします。

認定第1号から認定第6号までにつきましては、9月11日に決算審査特別委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長大和晴美君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（大和晴美君）はい、議長。それでは、審査結果を報告いたします。

認定第1号令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和5年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和5年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第6号令和5年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本特別委員会は令和6年9月11日付で付託された議案を審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

令和6年9月19日

山元町議会議長 菊地康彦殿

決算審査特別委員会委員長 大和晴美

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略します。

議長（菊地康彦君）これから認定第1号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第1号令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第1号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第2号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第2号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第2号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第3号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第3号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第3号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第4号令和5年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第4号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第5号令和5年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第5号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第6号令和5年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第6号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第20．閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第21．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議 長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時40分 閉 会
